

室蘭市立翔陽中学校ホームページ管理運用規程

平成31年4月5日
室蘭市立翔陽中学校長決定

(趣旨)

第1条 この規程は室蘭市立小中学校インターネット利用のガイドラインに定めるものを除くほか、室蘭市立翔陽中学校ホームページ（以下「HP」という）の管理・運用について、必要な事項を定めるものとする。

(HP公開の目的)

第2条 本校の教育活動及び学習活動等の内容や成果を公開し、保護者や地域住民等、広く一般に公開することで教育活動について理解と協力を得ることを目的とする。

(責任者)

第3条 HPに関する開設責任者は、校長とする。

(開設場所)

第4条 公式HPは室蘭市情報教育センターのサーバーに開設するものとする。この他、災害時の対応や速やかな情報発信を目的とした外部サーバーを公式HPの補完的役割として開設する。

(掲載情報の著作権)

第5条 HPに掲載する情報は、その著作権に十分配慮することとする。

(個人情報の保護)

第6条 HPには、生徒及び教職員の個人情報を掲載しない。

2 学校行事や生徒の作品、活動成果の紹介等、教育活動を進める上で必要と判断される場合は、教育効果と掲載による情報悪用等の危険性を十分に考慮し、次の各号に定める範囲内で掲載することができるものとする。

(1) 生徒等の顔写真を掲載する場合は、画像に加工を加えるなどして個人が特定できないように十分留意する。

(2) その他、個人が特定できる情報は掲載しない。

(情報の掲載)

第7条 HPの公開並びに情報の更新及び削除は、開設者の責任の下で本校の教職員が行う。

(掲載情報の内容)

第8条 掲載しようとする情報を作成する場合は、公的機関を代表した教育情報の発信であることを十分認識した上で掲載情報を作成しなければならない。

2 掲載しようとする情報は、開設責任者が承認をしなければならない。

3 開設責任者が掲載情報の承認を行うにあたり、次に掲げる内容が掲載されないよう留意しなければならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する内容
- (2) 営利を目的とする内容
- (3) 第三者の著作権その他の権利を侵害する内容
- (4) 第三者を誹謗中傷する、あるいは差別につながるような内容
- (5) その他学校から不特定多数に対して発信する情報として不相当と判断する内容

(掲載情報に対する指摘への対応)

第9条 HPに掲載した情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合は、速やかに対応し必要な措置を講ずることとする。

2 第三者の著作権に係る情報について、著作権者から要請があった場合も前項と同様の措置を講ずることとする。

3 閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合は、速やかに開設責任者並びに関係する職員で協議の上、教育委員会と相談し、適切な措置を講ずることとする。

(リンクの許諾)

第10条 HPから他のWebページへリンクさせる場合には、十分に内容を検討するとともに、相手Webページ管理者より許諾を得るものとする。

2 外部からリンクの要請があった場合は、内容を確認し学校内で慎重に検討した上で、開設責任者の承諾を得て許可することとする。

附 則

この規程は、平成31年4月5日から施行する。